平成２９年（フ）第４６１号
広島市中区大手町５丁目14番10―506号　大手町コータース
破産者　戸倉スタジオこと　戸倉　　豊
1　決定年月日　平成29年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５５４号
広島県東広島市三永３丁目17番25―102号　ラテラス
破産者　北川　竜次
1　決定年月日　平成29年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０２号
熊本市西区城山薬師１丁目５番３号
破産者　鳥井　政明
1　決定年月日　平成29年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１４１号
北海道白糠郡白糠町西１条南２丁目１番地38
破産者　宮本　一孝
1　決定年月日　平成29年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第６３号
宮城県柴田郡柴田町剣崎２丁目１番地１
破産者　湊　　美幸
1　決定年月日　平成29年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２９年（フ）第１５１号
川崎市高津区子母口346番地　ユーハイツ204、前住所川崎市高津区千年256番地１　メイツ武蔵小杉富士見台　103
破産者　畑澤千代守
1　決定年月日　平成29年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１５８号
石川県白山市源兵島町287番地４、従前の住所石川県白山市新成３丁目88番地
破産者　野村　直夫
1　決定年月日　平成29年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１５号
長野県伊那市富県7516番地４、前住所神奈川県相模原市緑区相原６丁目24番55―１号
破産者　田畑　久志
1　決定年月日　平成29年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所伊那支部

平成２９年（フ）第１６１号
静岡県菊川市川上1271番地の４（城山下雇用促進住宅１棟205号）
破産者　毛利　輝彦
1　決定年月日　平成29年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第５４３号
京都市伏見区竹田田中宮町41番地１　クエストオブインフィニティー501号室
破産者　鈴木　幸一
1　決定年月日　平成29年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字下里2544番地
破産者　小森　善幸
1　決定年月日　平成29年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２９年（フ）第３６３号
広島市南区的場町２丁目５番22―304号
破産者　河野　　勉
1　決定年月日　平成29年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３２号
広島県豊田郡大崎上島町原田10026番地１
破産者　沖本　淳也
1　決定年月日　平成29年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第１号
山口県岩国市麻里布町６丁目13番８―510号　サンフレンド麻里布、前住所山口県岩国市平田６丁目23―45
破産者　寺川　勇次
1　決定年月日　平成29年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２８年（フ）第３６０号
大分県中津市大字是則998番地　グランヴェールＲＹＯ　Ｉ棟102号、開始決定時の住所大分市中春日町12番13号（アベビル302）
破産者　衞藤　道夫
1　決定年月日　平成29年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１２１号
鹿児島県鹿児島市武岡３丁目15番地14号　セジュール西村101号
破産者　藤﨑　直樹
1　決定年月日　平成29年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１９９号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘５丁目６番地１　ドリーム21　102号
破産者　坂井　孔明
1　決定年月日　平成29年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２５０号
鹿児島県鹿児島市照国町13番12号　セントラルシティ照国201号
破産者　星田美樹子
1　決定年月日　平成29年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係